

第8期第1回世田谷区清掃・リサイクル審議会

会 議 録

日 時 令和4年8月1日（月）
午前10時00分～11時30分

場 所 世田谷区役所第一庁舎5階庁議室
またはオンライン

出席者

【委員】鈴木秀洋、中山榮子、松本典子、西崎守、森孝男、田崎恵子、伊達和子、中村博美、渡辺美砂、三橋悟（以上10名）

【区】 蒲牟田清掃・リサイクル部長、笹本管理課長、泉事業課長、加藤玉川清掃事務所長、小渕砧清掃事務所長

○**管理課長** それでは、第1回清掃・リサイクル審議会を開催させていただきます。本来ですと審議会の進行は会長が行いますが、正副会長選任までの間、事務局で進行を務めさせていただきます。私は清掃・リサイクル部管理課長の〇〇と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、本審議会の傍聴等についてご説明いたします。本審議会は区長の附属機関となっておりまして、附属機関の共通のルールとしまして、会議を原則として公開すること、また会議録は世田谷区情報公開条例の規定に基づきまして公表することとなっておりますので、ご承知おきいただければと思います。本日傍聴希望の方が、オンラインで4名、会場で1名いらっしゃいますので、ご了承ください。

次に本審議会の委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。委嘱状につきましては、各委員の机の上に配付をさせていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、委員の欠席を報告させていただきます。委員の皆様のご紹介は後ほどさせていただきますが、本日は3名の委員から欠席の連絡をいただいております。会場の出席が7名、オンラインの出席が3名で、委員13名中、10名のご出席をいただいておりますので、本審議会の規定に基づきまして、会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、オンライン参加の委員の皆様へ、ご案内を事務局よりさせていただきますのでお願いいたします。

○**事務調整係長** 本審議会はオンラインによる参加と併用で開催いたしますので、オンライン上での注意事項をご案内させていただきます。発言を希望される方は、手を挙げていただき、ご発言の際はお名前をおっしゃってからお願いいたします。また、生活音等が入らないよう、ご発言以外は音声をミュートに設定してください。なお、書類や音声などの不備がございましたら、チャットにて事務局までご連絡ください。

○**管理課長** 続きまして、当審議会の委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前を私の方で読み上げますので、恐れ入りますが、一言ずつご挨拶をいただければと思います。お手元の清掃・リサイクル審議会委員名簿をご覧ください。それでは順に委員の名前をお呼びいたします。

(委員、事務局の紹介)

続きまして、世田谷区長よりご挨拶を申し上げます。

○**区長** はい、皆様おはようございます。ただいまご紹介いただきました世田谷区長の〇

○です。本日は、この世田谷区清掃・リサイクル審議会にお忙しい中、ご出席、ご参加をいただきまして誠にありがとうございます。世田谷区では、一昨年、気候非常事態宣言を行い、本日も大変な猛暑となっております。またヨーロッパ・アメリカ等では、40度を超える熱波ということで、台風も続々発生し、この危機というのは、のっぴきにならないところに来ていると思います。2050年までに区内のCO2排出量実質ゼロを目指すことをこの気候非常事態宣言で区として表明しておりまして、この実効性を担保する計画の方を区民の皆さんに参加していただいて、現在策定中のところでございます。そして、同時に、これらの諸般にわたる活動を継続的に積み上げていく財源を確保するためにですね、世田谷区気候危機対策基金を、この度創設したところでございます。そして、このCO2排出量規定は、環境危機が新しい段階を迎えたという認識の中で、とりわけこのプラスチックの処分の問題、利活用、プラスチックごみをどういうふうに扱うのかということについて、現在はサーマルリサイクルということで、焼却処分という形をとっていますが、さらにこれを循環的に使っていくための対策が求められています。今年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の中で、基礎自治体区市町村において、家庭から出てくる使用済みプラスチック使用製品の、分別回収・再商品化が努力義務と盛り込まれております。具体的に実現を図ろうとすると多々、どの手法にも問題や課題がございます、これを棚上げにすることもできない。こういう中で、この清掃・リサイクル審議会の委員の皆様には、大きな課題をですね、お考えいただき、区の政策決定の基礎を作っていただけることを望みつつ、世田谷区におけるプラスチック資源循環施策についてというタイトルで、諮問をさせていただきたいと思っております。ぜひ、実り多い議論をお願いして、ご挨拶にしたいと思っております。今後よろしくお願いたします。

○管理課長 区長ありがとうございました。

続きまして、当審議会の会長の選任に移らせていただきます。どなたかご推薦等ございませんでしょうか。

○委員 ○○先生にお願いしたいと思っております。

○管理課長 ただいま○○委員に会長の推薦がございました。ご異議がなければ○○先生に会長を務めていただきたいと思いますよろしいでしょうか。〔異議なし〕

それでは、○○委員に会長を務めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。先生は会長席の方へお移りいただければと思います。

それでは、これ以降の審議会の司会進行につきましては、会長にお願いさせていただきます。会長よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、会長のごあいさつをお願いできればと思います。

○**会長** それでは座ったまま失礼いたします。私、〇〇大学の〇〇と申します。世田谷区さんのお仕事をさせていただくのは、今回初めてですけれども、これまで林野庁さんの仕事を中心に、大学やいろいろな公的機関の審査員や勉強会などをさせていただいております。その経験が、今回の清掃・リサイクル審議会に少しでも役に立てばいいかなと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

それでは、次第に沿いまして、副会長を選任したいと思います。副会長につきましても、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の第3条2項に委員の互選によりこれを定めるというふうになっております。どなたかご推薦いただけませんかでしょうか。

○**委員** 〇〇先生がよろしいのではないのでしょうか。

○**会長** お声がありました皆様よろしいでしょうか。【異議なし】

それでは、〇〇委員に副会長を務めていただきたいと思います。

○**副会長** 〇〇大学の〇〇と申します。このテーマ、清掃リサイクルに関しては日常生活に直結するととても重要なテーマだと思っております。私自身大学で行政を専攻しておりますので、何かしらちょっと貢献できればなというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○**会長** 宜しくお願いします。では次第の6番について事務局の方からお願ひします。

○**管理課長** ただいまから、区長より本審議会に対しまして、清掃・リサイクルに関する諮問をさせていただきたいと思います。諮問文を配布させていただきますので、しばらくお待ちください。それでは恐れ入りますが、会長と区長につきましては前の方へ、一度ご起立いただければと思います。

○**区長** 世田谷区清掃・リサイクル審議会様。世田谷区長保坂展人。世田谷区清掃・リサイクル条例平成11年12月世田谷区条例52号に基づき下記のとおり諮問いたします。

諮問事項「世田谷区におけるプラスチック資源循環施策について」

諮問理由を申し上げます。

経済のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けた動きが世界的な潮流となりつつある中で、海洋プラスチックごみ問題を契機として、廃プラスチックの資源循環

の高度化への取組みが急務となりました。

今後、海洋プラスチック問題や資源・廃棄物制約、温暖化対策等の幅広い課題に対応し、持続可能な社会の実現や次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能な資源に置き換えるとともに、経済性や技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を推進することが求められております。

国は、本年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、区市町村においては、家庭から排出される使用済みプラスチック使用製品の分別収集・再商品化が努力義務となりました。

世田谷区では、現在、プラスチック使用製品の資源化として、ペットボトルの集積所等での回収とともに、資源化ルートが確保されている白色発泡トレイを公共施設でボックス回収し、食品用透明プラスチック容器と色・柄付き発泡トレイについては、回収員手渡し方式で回収しております。

一方、資源化ルートが確保されていないプラスチック類については、可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却により、発電や温水プール等に有効利用するなど熱回収しているところです。

今後、世田谷区においても、国や東京都の取組みなどを踏まえ、更なるプラスチックの資源循環を推進する必要があることから、区民・事業者・区の適切な役割分担による、「世田谷区におけるプラスチック資源循環施策について」ご審議いただきたく、ここに諮問するものであります。

○**会長** 会を代表して、お受けさせていただきました。諮問のご趣旨に従いまして、この審議会を進めて参りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○**管理課長** ありがとうございます。大変恐縮ではございますが、区長につきましては、この後、公務を控えておりますので、ここで退席させていただきます。ありがとうございました。

○**会長** それでは、本日の資料確認をさせていただきます。事務局より申し上げます。

○**管理課長** はい。机の上に配らせていただいております。本日の次第、清掃・リサイクル審議会委員の名簿、清掃・リサイクル審議会の傍聴及び資料等の取扱いについて、世田谷区の廃棄物行政、こちらは後程説明いたしますパワーポイントを印刷したものでございます。また、世田谷区におけるプラスチック資源循環施策についての資料を配らせ

ていただいております。また参考資料としまして、世田谷区清掃・リサイクル事業概要2022、世田谷区一般廃棄物処理基本計画中間見直し（令和2年度～6年度）、資源・ごみの収集カレンダー、世田谷区家庭ごみ事業系ごみ組成分析調査及び計量調査報告書の令和3年度版、こちらを配布させていただいております。不足があるようでしたら、申し出ていただければと思います。また参考資料につきましては、ちょっと重たいものですから毎回ご持参いただく必要はございません。本日机の上に置いていただければ、次回事務局の方で、また同じ机の上にご用意させていただきます。もちろんお持ち帰りいただいても結構です。また資料の参照が必要になった場合は、前方の画面に映すようにいたします。また会議にご参照いただけるようホームページにリンクをまとめて公開したいと思いますので、パソコンからでもご参照いただければと思います。以上でございます。

○**会長** ありがとうございます。皆さん資料はお揃いでしょうか。

それでは、世田谷区の廃棄物行政ついて、でございます。説明をお願いします。

○**管理課長** はい、では前方の画面をご覧くださいながら、またお手元の資料については書き込み等をして大丈夫なように紙でも配布をさせていただいております。区の廃棄物行政につきまして、1から詳しくご説明すると、一晩かかってしまいますので、非常にざっくりですが、資料をまとめさせていただきましたのでご紹介いたします。

まずその前に審議会の位置付けでございますが、先ほど申し上げた通り区長の附属機関としまして、廃棄物の減量、また適正処理に関する重要な事項の調査審議をするために必要な都度設置しておりまして、このたび第8期ということで、平成12年に第1期を行った後に、7期まで継続していましたが、しばらく間が空いてしましまして今回第8期ということで、お集まりいただいた次第でございます。委員の構成は記載の通りでございます。

世田谷区の位置付けですけど、皆さんご存知の通り東京の西の端といいますか、多摩と接しているところがございます。また、今現在の区の人口ですけど、90万都市っていう言い方をしておりますが7月1日現在で91万7000人ほどの方がお住まいでいらっしゃいます。また高齢化率と言われている65歳以上の方の人口割合が20%を超えているというような状況でございます。また人口密度については、1km²、要するに1km×1kmの範囲に、1万5000人あまりの方がお住まいになっている。この方たちが日々、食事をしたり、何かを買って、その包装紙を捨てたりするので、区の清掃リサイクルが毎日毎日、仕事を

している状況でございます。次に人口推計です。一時は、92～94万人で増えましたが、コロナの関係もありまして、ここのところ若干減る傾向にあります。92万数千人をピークに91万2000人ぐらいまで、2048年頃には減ってくるというようなことを、区の人口推計で出しております。

ここで、廃棄物の概念を書いた簡単なメモをつけました。こちらは非常にざっくりなんですけど、皆様の机の上にあるこの例えばお茶の缶とか、紙とか様々なものを使っている椅子とかテーブルですけど、物が身近にたくさんある。物については、価値のある有価物と、価値がなくなって捨てるしかない廃棄物、この二つに大別することができます。廃棄物の中でも一般廃棄物と産業廃棄物に分かれておりまして、産業廃棄物っていうのは事業所から出る事業活動に伴って出る廃棄物が20種類に分類されていて、この廃棄物全体から産業廃棄物を引いたものが一般廃棄物と言われておりまして、紙とか缶とかペットボトルとか、あと調理くずとか、このようなものが一般廃棄物という位置付けになっております。その一般廃棄物の中でも、事業所から出るものと、一般家庭から出るもの、先ほどの92万人の方が出していただくものが、家庭系の廃棄物と言われておりまして、その中で、区が収集運搬を担っておりますのが、燃えるもの燃えないもの、またタンスや机等の粗大ごみ、この資源と言われております新聞紙や雑誌、ペットボトルを資源として回収をしているということになっております。

この世田谷区の廃棄物、今どうしているかっていうことですが、23区ほとんど同じですが、先ほど申しました可燃ごみ、それから不燃ごみとしてお茶碗が割れちゃったものとか、ガラス製品など。粗大ごみで特に多いのは布団類ですね、年間10万枚ほど出てきます。人口が90万人なので、10人に1人ぐらいは毎年捨てているということになりますね。それから資源と言われているもので、新聞や雑誌、缶、ペットボトルなどを資源として回収しております。本日の会議ではですね、お茶をわざわざスチール缶にさせていただいたのは、ペットボトルとか、紙パックとかいろいろありますが一番資源化しやすいのが、アルミとか鉄の缶ということで用意させていただきました。また、区で資源化しているものとして、皆様から出された粗大ごみの中から、例えばフライパンとか鍋・釜みたいなものを選び出して資源として業者さんに売って歳入を得ていたり、蛍光灯もきちんとガラスと金属に分けてリサイクルしたり、区ではなく委託してやっております。また羽毛布団なんかも、実は洗って綺麗にして、きちんと詰め直すと、例えば高齢者施設ですとか、宿泊施設なんかで利用需要があるということで、実際売れておりま

す。

この車は区内を毎日走っている清掃車両ですけれど、これが毎日70台ぐらいが走って、集積所と清掃工場間を運搬しています。またペットボトルなどを積んで、資源化施設に運んでおります。大体1.5トン積めるような、標準的な車になります。その運んだ可燃物をどうするかと言いますと、23区には21の清掃工場がございます、どこかしら改修とか改築で、一つ二つ休止しているところもありますけど、この23区内にある清掃工場に運搬してそこで焼却処分をしているというような状況でございます。これは世田谷清掃工場の写真ですけれど、左に見えるのは、都立砧公園で、環状八号線側から撮った写真です。基本的に24時間休みなく稼働しております。ただ何ヶ月に1回は定期点検で、機械を止めまして、点検等をやっていると、というようなことございます。そこで燃やした灰がどこに行くかって言いますと、大体20分の1ぐらいに量が減り、その灰を埋め立てているのは東京湾の最終処分場となります。上と下の間にこの通路、水路が見えているところはオリンピックでボート競技の会場になった場所でございます。最終処分場に清掃工場から出た灰を運搬した後は、東京都環境局さんに委託をして埋め立てております。これ見ていただくと、白っぽいものが灰なのでイメージとしてはしやすいのかなと思っております。昔はそのまま埋め立て行った時代もありましたが、今は海鳥がえさを取り、食べに行くようなシーンをご覧いただけないと思います。

これはアメリカのCNNから引用させていただいたんですが、燃やさないでそのまま埋め立てをしているところは世界的に言うと、幾つもございます。当然、量が減りませんので、このまま自然な腐敗とかを待つというような、日本も昔はそうでした。今は日本に1700あまりの自治体がありますが、ほとんどの自治体は焼却処分をした後に灰を埋め立てているという処理をしております。

では世田谷区は何に重きを置いて取り組んでいるかと言いますと、この3Rという言葉は聞いたことあるかもしれませんが、製品をつくる時に使う資源の量を削減したり廃棄物の発生を少なくするリデュース、また使用済みの製品や部品を何度も使うリユース、捨てられるものを資源などとして有効活用することのリサイクル、この三つに取り組んでおるんですけど、中でも赤字で書いた2点、リデュースとリユースについて、区では重点を置いて取り組みをしております。最後に、本資料の出典は記載の通りです。

ご質問等あればお願いいたします。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。委員の皆様の方からご質問はありますか。

○委員 4ページに布類とありますが、私の家内が裁縫をやっていたので、使っていない生地が結構あるけれど、資源の日には出せない。結局焼却処理になっちゃうんですね。回収先があるなら教えていただくか、そういったものを集めてはどうだろうと考えていただくありがたいなと思っております。それからプラスチックについて、ペットボトルとかは回収されているのですが、うすいプラスチックですかね。地方から来たお客さんは洗って分けてくれましたが、区ではみんな燃やすって言うとびっくりされる。これはまだ引き取り先がしっかりできていないということですかね。今後取り組みを進めていただければいいなと思います。

○会長 ご質問ありがとうございます。事業課長、お願いします。

○事業課長 お答えをさせていただきます。区の方がどのようになっているかですが、まず古着古布に関しましては、我々の普及啓発施設のエコプラザ用賀とリサイクル千歳台において常時ボックス式で回収をしております。また、各地区の団体さんが、季節ごとに古着古布を回収しているという、2パターンになります。プラスチックのごみに関係することですけれども、基本的に、安定したリサイクルルートが確保できたものに関しては集積所、或いは公共施設、拠点回収をするというふうな感じでやっております。古布についてはリサイクル、リユースという形でご活用いただくのも一つかと思えます。ただ昔の和装のような古布とかになりますと情報がないので、お答えできかねます。

二つ目のプラスチックの関係です。今、薄いプラスチックとお話があったのはおそらく容器包装といわれるお菓子のフィルムやお弁当の容器とか、そういったものですが、これらは世田谷区では可燃ごみとして回収しております。容器包装或いはプラスチックを使用した製品、これをどうしようかというところをこの審議会でご議論をいただくこととなります。今日の本題の先取りをしていただきました。プラスチックの回収に関しましても各自治体によって回収ルートがあるようなところと先行して始めているところもあります。ただ、世田谷区の場合、23区は基本的にはサーマルリサイクルで熱回収をするようなところから始まっていて今、半分ぐらいの区が、プラスチックの一部を収集しているようなこととなります。プラスチックの対応をどうするかということについては、この後説明させていただいて、審議会でご議論をいただければというふうに考えております。以上になります。

○会長 ありがとうございます。

○委員 ちょっと本題から外れてしまうかもしれませんが、ごみの量がですね、年々

減ってきていると伺っています。これは先ほどご説明ありました人口が若干減っていることともしかしたら関係あるかもしれませんが、我々も啓発運動をやっているところでもあります。これが数字になるかっていうことは別の話ですけども。あと、10年ほど前、区民1人当たりがみかん1個ぐらいのごみを減らしていただければ、何かいろいろ目標が達成できる、と伺ったと思いましたが、ごみが減っている何か要因がもしあるようでしたら、教えていただければと思います。以上でございます。

○**管理課長** 皆様のお手元にお配りした清掃・リサイクル事業概要2022の132ページに、区民1人当たりのごみの排出量の記載がございます。年間のごみの量を日にちで割って、さらに人口で割ると、1人1日当たり536gごみが出ていますよ、っていう統計資料になります。黒点のところは1人、1日当たりのごみの排出量、500gぐらいが出ているということで、この間ずっと減少してきております。これは皆様のご協力のおかげで、資源としてきちんと、例えば紙ごみであったり牛乳パックであったりですね、そういうものが資源としてきちんと出されている。また、ペットボトルや空き缶なども不燃ごみではなくて、きちんと資源として出されているような結果のたまものと思っております。またですね、企業も様々な努力をしております、例えば、ラベルレスペットボトルっていうのも売られています。最近、要するにこのペットボトルにラベルがないものです。法律の関係で箱売りしかできない状況ですが、そういう商品になっているとか、ペットボトル自体の肉が薄くなっていて、0.1グラム単位で企業側が努力している。これ様々な包装を使っている紙とかビニールなんかも同じですけど、企業側としても3R、発生抑制、出るものを上流の方から、少なくしていただくという努力をされております。その結果がこのグラフですね、黒点のところのラインが平均すると下がってきているというような状況です。1点だけ上にふくらんでいるところはコロナの関係で、いわゆる引きこもり需要、自宅でお弁当食べたりしたごみが増えちゃったのかなっていうことで、分析をしております。以上でございます。

○**委員** ありがとうございます。

○**会長** ありがとうございます。他にご質問ございますか。

○**副会長** 人口推計の関係なんですけど、現在減って行って、今後伸びていく要因でわかっていることとかっていうことがあったら教えて欲しい。

○**管理課長** 人口推計については、区の政策経営部の方で様々な手法を用いて、このグラフを作っています。これ実は令和4年の最新のものですが、ちょっと前の時に推計した

時は100万人いくんじゃないかっていう推計値を出しております。ここのところで減少しているのはもちろん自然減の要素も多いと思いますし、世田谷区内はもう土地が空いている土地に限られておりまして、例えば大学が移転するっていう噂があったところは実は経費の関係でなくなって今でもその大学のグラウンドがあるような。当然そういうところって言ったらマンションになって、何千人単位で転入してくるような要素があったのですが、さすがにもう世田谷区、大学も外に出ていかないですし、空き地も限られておりまして、なかなかその人口増の要素っていうのが、自然増と言われるいわゆる生まれるお子さんの数、これ年間7000人ぐらいで推移してるんですけど、プラス社会増と言われている、大学にくる生徒さんたちが都内に転入するとか、あとは就職のために世田谷区に引っ越されてくるって社会増という要素があるんですけど、それと先ほどの自然減ですね、亡くなられるとか。それから社会減と言われている、例えば大学を出たら、就職のために田舎に帰ったりとか、プラスマイナスの要素も様々ありますが、それら进行分析すると、ちょっとこれすごい大きく見えますけど、実は1万人か2万人ぐらいの範囲で、減ったりしているような、そんなグラフになっております。以上です。

○副会長 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。他にご質問ございますか。

○委員 私ども世田谷区消費者団体連絡会は、平成20年から、奇数月、衣類のリユース会を行っております。まさしく先ほどの重点事項で区も力入れているとありましたが、もう14年目で、コロナ禍の中でも、皆さん本当に心待ちにさせていただいて、以前は三軒茶屋の消費生活課を無料でお借りして、活動もリユース会もそこでやっていたけれど、今はキャロットタワーの3階の区民の広場で、奇数月の大体第3金曜日に、古布古着、それからお着物ですね。男性のものや、子供のは子育て支援として3枚100円。たくさんご寄付いただいて、1日に70～80人の方が来てくださいます。制限もしながらやっておりますが、季節に合ったもので皆さん本当に助かっておられます。寄付していただき買い取りではないのですが。次で77回目になるところです。ご参考までに情報提供いたしました。

○会長 ありがとうございます。これはどういうところで宣伝をされていますか？

○委員 区のお知らせの区民のひろばという欄がございまして、開催前1週間から10日ぐらい前に出させていただいています。あとは、当日いらした方には次回のお知らせを渡しています。楽しみにしているリピーターの方が多いです。

○会長 そういった活動が広がるといいですね。ありがとうございます。

○事業課長 いま委員から、団体活動のご案内がありました。地区のいろいろな活動の中で清掃リサイクルの活動を担っていただいています。それぞれの地区で、古着回収を大体年4回ぐらい、残念ながら令和2年～3年ぐらいはコロナの関係でなかなか実施ができていなかったところですが、ここに来て、皆さんそれぞれ再開されてきています。地区の活動の日程等に関しましては、情報をいただいているものは区のホームページの方でもご案内差し上げています。

○会長 ありがとうございます。他の委員の方よろしいでしょうか。それでは、次にまいります。資料4について説明をお願いします。

○事業課長 続きまして、世田谷区におけるプラスチック資源循環政策について、ご説明をさせていただきます。それではまず、審議の進め方についてご説明をさせていただきます。答申まで5回の審議を予定しております。

本日第1回目といたしまして、プラスチックについての現状のご案内、

以降、第2回目は、世田谷区におけるプラスチック資源循環施策による費用と環境削減効果の説明を、

第3回目は、プラスチックの再資源化と世田谷区が可能な資源循環について

第4回目は、1回～3回目の内容を基に、答申素案のまとめ、

第5回目で、答申案のまとめを予定してございます。

なお、審議の進捗により、回数や内容は変動する場合があります。

○会長 今日いただいた諮問はいつまでに答申を出さなければならないのでしょうか。

○事業課長 予定としては、審議会は今年度4回開催をする予定です。来年度5月になるのかと思うが、そのあたりで答申案のまとめをしていただく。という予定です。

○会長 わかりました。

○事業課長 それでは、第1回目のプラスチックについての現状の説明に入ります。本日の内容ですが、第2回目以降の世田谷区のプラスチック資源循環施策をご審議いただくにあたり、主にプラスチックとは何なのか、なぜプラスチックについて審議をしなくてはならないのかをご理解いただきたく、プラスチックの基礎知識、取り巻く情勢として世界、国、東京都の動き、プラスチック資源循環を巡る動向としての法律や区が行うべきことをご説明いたします。

1つ目のテーマ、プラスチックの基礎知識になります。プラスチックは、皆さんの身

の周りをみていただくと、ほとんどのものに使われていることが感じられると思います。ここに家電、自動車、食品の容器、医療、建材の5つのジャンルを挙げています。生活には欠かせないものになっていることは言うまでもありません。1950年代以降、プラスチックの生産量は急激に増加し、この50年間でプラスチック生産量が約22倍となっていると言われていています。引き続きプラスチックの使用量の増大が予想されている状況でございます。

続きまして、プラスチックの基礎知識の中で、プラスチックの特性です。生活を取り巻く多くの製品にプラスチックが使われております。多くに使われている理由として、プラスチックの特性があります。軽くて丈夫、腐食に強い、密封性に優れています。利用される一番の理由は、簡単に成型ができ、大量に生産できるなど、利便性が高いためです。これらの特性から、容器包装として利用されることが多く、大半は使い捨ての物になります。

(2)の表は、主なプラスチックの特性と用途になります。プラスチックは、主に天然資源である石油を原料とした人工的に作られた合成樹脂を示したものになります。樹脂の種類は複合樹脂も含めると非常にたくさんの種類がございます。こちらに表記している樹脂は、容器包装や製品プラスチックの素材として、9割を占めるものとなっております。上の方から行きますとポリエチレンは包まれるような包装材、ポリプロピレンは食品の容器やキャップ、トレイ、コンテナ、それからポリスチレンはCDのケースや梱包緩衝材、その他ポリウレタンやポリエステル樹脂など比較的耳にするものなどあるかと思えます。

こういったプラスチックは樹脂により、常温耐熱温度や溶剤への耐性などさまざまな特徴が異なっております。

(3)のいろいろなプラスチックになりますが、右表は、主に使われている形状、用途等によるプラスチック樹脂の種類を示したものになります。プラスチック樹脂の特性により、用途や内容物で使われる樹脂が違います。また、いろいろな特性を持つプラスチック樹脂を組み合わせることで総合力を発揮します。例として、チューブボトルのイラスト断面図をつけていますが、見た目は1枚の容器でも、断面図をみますと内装と外装がポリエチレン、内にエチレンビニルと、2種類の樹脂が接着剤で張り付けて作られています。このように、容器といわれても使われている樹脂に違いがあり、物によっては複合素材となっております。再び同じ質のプラスチックとして再生するためには、単一

素材、同じ素材だけにすることが求められ、使用済みのプラスチックを資源として活用する場合には、種類ごとに分けることが必須となっております。絵のチューブボトルになりますと、2つの樹脂と接着剤をそれぞれ分けることが必要となってまいります。私たちの身の回りのプラスチックや容器包装に使われたプラスチックをプラスチックの原料として再利用することは大変難しいという状況でございます。

2つ目の内容、プラスチックを取り巻く情勢になります。

現状、プラスチックに対して3つの課題が言われております。

1つ目が、海洋プラスチック問題です。プラスチックが海洋に流入し、海洋生命への影響等が懸念されています。1970年代は社会的問題にはなっていませんでしたが、最近では、ウミガメの鼻にストローが刺さった映像を目にされた方も多いかと思えます。2050年までに、海中のプラスチックの重量は魚の重量を超えるとの予測もあります。

次に、廃プラスチックの国際取引になります。日本では廃プラスチックの15%程度をアジア諸国に輸出していましたが、2017年夏頃から中国の輸入規制を皮切りに周辺アジア諸国でも規制が強化され、輸出できなくなった廃プラスチックが国内に滞留し、処理業者等での保管量が増大しています。

最後に、気候変動と資源利用です。地球の平均気温が1.5℃上昇したと言われております。地球温暖化の要因は、温室効果ガスによるものになります。この温室効果ガスの排出は電気やガソリンを作る時に排出されるのが約55%、残りの約45%はモノの生産・消費・廃棄に伴う排出となります。廃プラスチックに限ったことではありませんが、世田谷区の可燃ごみの中で、約2割を占める廃プラスチックを焼却することでも、二酸化炭素が発生することになります。

次に、プラスチックに関連する世界の動向になります。

最近、よく言葉として耳に入ってくるSDG s がございます。2015年に開催された国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標、169のターゲットにこれが設定されています。

プラスチック資源循環に関する目標は、3つあります。

目標12 つくる責任 つかう責任

目標13 気候変動に具体的な対策を

目標14 海の豊かさを守ろう

各目標には具体的な目標と達成度を測るための具体的な数値が示されています。詳細

は本日割愛させていただきますが、外務省のSDGs ホームページ等に掲載されております。

次に、関連いたしますのが、パリ協定です。

2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めに話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議」で合意された、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとなっております。1997年に定められた「京都議定書」について覚えておられる方は多いと思いますが、その後継となるものです。

世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて今より十分低く保ち1.5℃に抑える努力をする。できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることが定められております。

気温上昇1.5℃に抑えるためには、二酸化炭素の排出を2030年までに45%、2050年までに実質ゼロしなければ達成できないと言われております。このように、世界共通の課題として、気候変動や資源に対する取り組みを行うことが求められており、プラスチックの課題を解決することが、対策の1つとして挙げられております。

次に、日本国内の動向です。

1つ目は「プラスチック資源循環戦略」になります。2018年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、プラスチック資源循環戦略を策定することが盛り込まれ、2019年5月に環境省や経済産業省等、9つの省庁が連携し、具体的な重点戦略と目標値を策定したものになります。より一層の3R推進と新たな循環システム構築を求めるとされ、身近な取り組みとしては、レジ袋有料化が1つになります。

2つ目がパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略になります。パリ協定に対して国の目標を定めたもので、気温上昇1.5度に抑えるためには、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする必要があるため、実現を目指す政策が示されてございます。

3つ目がプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律になります。容器包装に関する分別収集と再商品化促進のために2000年にすでに容器包装リサイクル法が施行されておりますが、プラスチックの設計・製造から廃棄まで、これらの流れを定めたものが、今年の4月より施行されております。

次に東京都の動向です。

東京都は、2020年3月に、2050年CO2排出実質ゼロに向け、都内温室効果ガス排出量を

2030年までに50%削減、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めるゼロエミッション東京戦略を定めてございます。このゼロエミッション東京戦略の個別分野プログラムとして、プラスチック削減プログラムを策定し、プラスチック利用のCO2実質ゼロ、海洋汚染ゼロの取り組みを定めております。

具体的な対策として、省資源の取り組みとしては使い捨てプラスチックの削減とリユースの推進。CO2排出量削減の取り組みとして再生プラスチックへ転換や廃棄物処理での焼却削減、こういったものが挙げられています。

続きまして、プラスチック資源循環を巡る動向になります。世界、国、都がプラスチックに対する対策が重要であるとしています。ここで、国内での廃棄物におけるプラスチックがどのようになっているのかをご説明いたします。

(1) 循環社会形成のための法制度です。左側のフロー図は、廃棄物・リサイクル対策として取られている法体系です。「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成のため、2001年に制定された循環型社会形成推進基本法を筆頭に廃棄物の適正処理は廃棄物処理法、リサイクルの推進は資源有効利用促進法の2つ、個別物品の特性に応じた規制法があります。右側のフロー図は、生産から廃棄までライフサイクルの各段階における取組法令を表示しています。このフロー図には入っていませんが、プラスチックについて、本年4月にプラスチック資源循環法が施行されております。このプラスチック資源循環法は生産から廃棄までを定めたものになります。

プラスチックに関係する法令になりますが、真ん中にありますものがプラスチック、紙、アルミ、ペットボトルと皆さんがお買い物の時などに目にしているマークになります。

容器包装リサイクル法とプラスチック資源循環法があります。容器包装とは商品の容器及び包装として使われ、商品と分離した時に不要となるものに対して定められたものになります。具体的には、缶、ガラスびん、紙パック、段ボール、ペットボトル、白色トレイなどがございます。該当するものには識別マークが表示されています。容器包装リサイクル法では、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化することが義務付けられています。プラスチック資源循環法は、プラスチック使用製品に関するすべての物が対象になり、容器包装リサイクル法には該当しないプラスチック製品も対

象になります。この新しい法律では、プラスチック使用製品の設計から廃棄までに関することが定められている状況でございます。

続きまして、新しい法律、プラスチック資源循環法について概要となっております。プラスチック資源循環等の取組として、3Rのリデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）に加えてリニューアブル（再生可能）を促進するための措置を講ずるものとなっております。

主な措置内容といたしましては、基本方針として、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に関する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、分別収集、自主回収、再資源化等の基本的方向性を定めています。説明を飛ばしてしまいましたが、背景でございますけれども、こちらは先程ご説明いたしました海洋プラスチック、気候変動、諸外国の廃棄物輸入規制強化など各問題に対応するために法律が定められております。

次に、個別の措置事項として、設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクルの各工程が繋がりプラスチック資源循環がされる措置事項が定められています。

設計・製造段階では、製造事業者等が環境に配慮した製品を設計していく仕組みを定めております。販売・提供をする段階では、使い捨てとなるプラスチックの排出抑制への取組として、主にプラスチック製のフォーク、スプーン、ストロー、ヘアブラシ、歯ブラシ、ハンガー等特定の12品目を代替素材への転換や提供方法の工夫を定めています。排出・回収・リサイクル段階では、市区町村によるプラスチックの分別収集と再商品化、製造・販売事業者による自主回収、排出事業者の排出抑制と再商品化の取組について定めております。

区としては、プラスチック使用製品を資源物として収集し、再商品化まで実施するように努めることが求められている状況でございます。

4、区のプラスチック資源循環施策についてでございます。

世田谷区では安定した資源化ルートの確保ができたプラスチックについて資源回収をしております。それ以外のプラスチックに関しては、可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却をし、熱をエネルギーとして温水プール等に有効利用しています。

先にご説明しましたが、資源化するためには単一素材であることが課題であります。分別するのにわかりやすいものは公共施設でのボックス回収、ペットボトルや白色発泡トレイ、見た目では判断が付きにくい色・柄付き発泡トレイや透明プラスチック容器に

については担当従事員が確認をして受け取る手渡し方式、こう言ったもので月2回収しているところがございます。なお、資源化ルートの確保とは、収集したあと再商品化事業者への引き渡しを行うための条件があり、現時点で区が対応できる可能な範囲での回収となっております。なお、ペットボトルは平成20年10月より資源・ごみ集積所で回収を行っております。また、昨年2月から集積所で紙パックをプラスチックとは外れてしまえますけれども、そういった形で資源化ルートが確立したものは順次増やしていくようにしております。

次に、23区のプラスチック分別収集実施状況になります。

分別収集とは資源・ごみ集積所で回収することを指しております。2022年7月時点で世田谷区が把握している情報になりますが、プラスチックは容器包装と製品の2種類に分けられています。こちら両方を回収しているのは3区、千代田区、港区、渋谷区、容器包装のみ回収しているのが10区あります。このうち4区は一部実施や今年度中にモデル実施に向けて検討が進められていると聞いております。なお、残りの世田谷区も含めた各区におきましても、プラスチック分別収集についての検討が進められております。荒川区、北区、文京区、大田区、豊島区は記載の状況でございます。表にはありませんが、直前に入った情報では、台東区も10月から一部モデル実施をする予定だと聞いております。

以上で、プラスチックについての現状について説明を終わります。

今回は、昨年度、世田谷区におけるプラスチック分別収集に関する調査を行いましたので、その内容をご報告させていただきます。

○**会長** ありがとうございます。資料の文字が小さくて見えないですね。

○**事業課長** 申し訳ありません。表が細かく見にくいものは、後日改めて、見やすいものをご送付させていただきます。

○**副会長** 項目4(1)の、資源化ルートが確保できたものにペットボトル、ペットボトルキャップなど記載があり、区で回収していると伺いました。できれば、項目1(3)の表にあるいろんなプラスチックの中で、これは区が回収している、これは区が回収していないというのが見てわかるとわかりやすいのかなと思って、それ示してもらえればなあというふうに思います。

○**事業課長** 表が細かく見にくいものは、後日改めて、整理したものをご送付させていただきます。回収しているものでペットボトルですと、資料1(3)の表ですと、一番上の

青色の枠内ボトル・チューブの中の飲料用ボトルというのが一番わかりやすい例です。またトレイは、上から3つ目、ピンク色の枠内に記載しているものです。スーパーで肉やお刺身などが入っているトレイですね。これがポリスチレン、ポリプロピレンというようなものになっております。トレイは、直接手渡し方式で、単一素材を確認しながら受け取っている状況です。

○副会長 項目1(2)の表に書いてあるペットボトルと項目1(3)の表にあるPETは一致しているのか聞きたい。項目1(3)の表の右端にある樹脂の種類のカラムを見ると、一番上だけでなくそれ以降の製品にもPETなどは同じように使われている。違うのであれば違うという説明が欲しい。何を説明している表なのかわからない。意味があるから資料を出しているのでは。

○事業課長 はい。これに関しては一つ、項目1(3)の表に関しましては、それぞれの樹脂の種類によっての特性等を示しているものになっております。必ずしも一つの材料だけで製品を作っているものばかりではありません。いくつかの素材から作られている場合もあります。項目1(2)の表はそれに関して、身近な製品から逆引きできるように一番初めにボトルの内容を持ってきております。すみませんが、わかりにくいので後日改めて、整理したものを次回示させていただきます。

○会長 いかがですか。よろしいでしょうか。ほかの皆様いかがでしょうか。

○委員 新たに示していただくのであれば、文字も大きくしてほしい。

○事業課長 はい。わかりました。

○会長 ではオンラインでご参加の委員、どうぞ。

○委員 次回でも構わないですけど、項目3(1)のプラスチック資源循環をめぐる動向の右表の下の方にある、「産構審ガイドラインによる自主的取組の促進(35品目・18種業種が対象)」とあります。ここのところ、もうちょっと詳しく知りたいのでよろしくお願いします。

○事業課長 はい。次回ご用意させていただきます。

○委員 ぜひよろしくお願いいたします。

○副会長 すみません。今話していたスライドの左表について、2021年度の経産省の資料なので入っていないのかもしれませんが、プラスチック資源促進法が2022年の4月施行でありますよね。これは位置付けとしてその下の個別のところの容器リサイクル法の並びに入るという理解でいいですよ。そこに入れてもらった方がわかりやすいと思いま

す。

○事業課長 ご指摘の通り、この表は出典が2021年度ということで、プラスチックの資源促進法はまだ入っていません。出典が明らかになっているものを引用し説明をさせていただきました。次回、こちらの方も改めてお示しをさせていただきます。

○会長 他の皆様よろしいでしょうか。

○会長 すみません、項目1(2)の表の分類で、熱可塑性樹脂のものは汎用プラスチックということでリサイクルできると思うんですけど、この下の方にある、熱硬化性のものも回収対象になりますか。

○事業課長 項目1(2)の表の右側に主な用途として、いろいろな商品が並んでおります。大きいものは粗大ごみとしての取り扱いになりますが、ケースバイケースですが、家庭から出されるものと、例えば、ボタンとかキャップのようなものや食卓用品といったものがあります。これらのうち主にプラスチックでできているものと、区でも分別収集を実施する場合は対象となるというふうに考えております。一括回収・収集するような形を検討していくことになると考えております。以上です。

○会長 ありがとうございます。再資源化する方法が違うと思いますので、情報共有していただければと思います。

○会長 それでは、まだまだご質問があるとは思いますが、この辺で議論の方は終わりにしたいと思います。事務局から連絡事項があればお願いします。

○管理課長 ありがとうございます。時間も限られて大変申し訳なかったと思っております。ご意見がある方で、電子メールの利用が可能な方は、本日以降様式を送りますので、電子メールでご意見をお寄せください。電子メールをご利用でない方は、本日、ご意見をお寄せいただくための用紙と返信用封筒を用意しておりますので、事務局までお知らせください。また、次回の審議会ですが、9月27日(火)の午前10時から、この会場での開催を予定しております。改めてお知らせを送らせて頂きますのでよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、本日のご意見については、そのような形で事務局までお願いします。次回審議会の開催は、9月27日(火)午前10時からとさせていただきます。場所は本日と同様、こちらの会議室となります。

皆さまのご協力により、本日予定いたしました内容はすべて終了いたしました。ありがとうございます。今回の議事録につきましては、出来上がり次第、メール等で皆様

にお送りいたしたいと思います。

今回の審議内容は、『世田谷区におけるプラスチック資源循環施策による費用と環境負荷削減効果の調査・報告』を予定しております。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。

皆さまご協力ありがとうございました。